

マナカに関する個人情報の訂正・利用停止について

当社がお客様からお預かりしたマナカに関する個人情報に関し、お客様が訂正・利用停止をご希望される場合は、ご本人を証明する下記の書類のいずれかをお持ちのうえ、お近くのマナカ交通事業者の駅等までお申し出ください。

なお、利用停止は「マナカの払戻し」の取り扱いをさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

※ 記名式マナカのお客様ご本人であることを証明する書類

- 1 運転免許証（日本国内で発行された国際運転免許証を含む）
- 2 旅券（日本国内および外国のもの）
- 3 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳
- 4 1973年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」による知的障害者療育手帳（愛護手帳）
- 5 精神保健福祉法の規定による精神障害者保健福祉手帳
- 6 国民年金等の手帳
- 7 健康保険・国民健康保険・船員保険等の被保険者証
- 8 外国人登録証明書
- 9 敬老手帳
- 10 住民基本台帳カード（写真付き）
- 11 学生証（写真付き）
- 12 社員証（写真付き）
- 13 生活保護受給者証

なお、有効期限のある場合はその期限内のものに限ります。また、住所を任意で記載する「2 旅券」等をご提出される場合、住所が確認できる下記①～③のいずれか1点のコピーを併せて必ずご提出ください。

- ① 公共料金領収証（発行日から3か月以内で、本人を宛名とした電気、都市ガス又は水道料金にかかるものに限る。）
- ② 住民票（発行日から3か月以内のものに限る。）
- ③ 外国人登録原票記載事項証明書（発行日から3か月以内のものに限る。）